

## 新型コロナウイルス感染症による「小学校休業等 対応助成金に係る特別相談窓口」を開設します

～11月24日から12月28日まで、全国の都道府県労働局に設置～

「小学校休業等対応助成金」は、新型コロナウイルスの感染症拡大防止策として小学校などが臨時休業した場合などに、その小学校などに通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた企業に対して支給しているものです。

令和2年2月27日から同年12月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります。

主な支給要件のポイント（要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。）

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども  
（※学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。）
- ③ 対象となる保護者

労働者の皆様へ：相談窓口のご案内

- ・都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口』では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等の労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけを行っています。【ご相談は下記相談窓口まで】

事業主の皆様へ：申請手続き及び申請に係る相談窓口のご案内

- ・申請手続き、助成金の支給要件等の詳細について、コールセンターでご相談に対応しています。  
（フリーダイヤル 0120-60-3999 受付時間：9：00～21：00 土日祝日含む）
- ・助成金の申請書類は、「受付センター」まで郵送をお願いします。（申請書は、厚生労働省ホームページから印刷してください。）  
（〒137-8691 新東京郵便局 私書箱132号 学校等休業助成金・支援金受付センター）
- ・都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口』において、申請書類の作成支援を全面的に行います。

【特別相談窓口】 岩手労働局 雇用環境・均等室 TEL019-604-3010

- もくじ
- 新型コロナ感染症による「小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口」を開設します … 1
  - 岩手県特定（産業別）最低賃金が改正されます … 2
  - 職業生活体験作文に入賞された方の作品を紹介いたします … 3
  - 令和3年3月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります … 4
  - 最近の求人求職のうごき … 4

## 岩手県特定（産業別）最低賃金が改正されます。

「最低賃金が変わります。」

### ◎岩手県最低賃金と岩手県特定（産業別）最低賃金

最低賃金には、岩手県内全ての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と特定の産業に適用される「岩手県特定（産業別）最低賃金」があります。

### ◎適用対象労働者

全ての事業主は、その雇用する労働者（パート労働者・アルバイト等を含む。）に、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

### ◎対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われた賃金に限られ、精皆手当、通勤手当、家族手当、賞与は含まれません。

### ◎岩手県特定（産業別）最低賃金

◇鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

**時間額 852円**

発効日 令和2年12月31日

◇百貨店、総合スーパー

**時間額 800円**

発効日 平成30年12月28日

◇光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

**時間額 829円**

発効日 令和2年12月31日

◇各種商品小売業

**時間額 793円**

発効日 令和2年10月3日

◇電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業

**時間額 820円**

発効日 令和2年12月31日

◇自動車小売業

**時間額 863円**

発効日 令和2年12月31日

\* 「各種商品小売業最低賃金」については改正されないため、各種商品小売業のうち、50人未満の事業所にあつては現行の時間額793円が適用され、50人以上の事業所にあつては「百貨店、総合スーパー最低賃金」が適用されます。

\* 「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、手作業による包装、袋詰め、バリ取り、検品の業務等に主として従事する労働者については除外され、岩手県最低賃金が適用されます。

\* なお次の労働者については、特定（産業別）最低賃金の適用が除外され、岩手県最低賃金が適用されます。

(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者

※岩手県最低賃金は、**令和2年10月3日**から**時間額793円**に改正されています。

詳しくは、岩手労働局労働基準部賃金室（☎019-604-3008）へお問い合わせください。

●●● 職業生活体験作文に入賞された方の作品を紹介いたします。●●●

【令和元年度職業生活体験作文 優良賞】

## 「私の選んだ職場」

盛岡ターミナルビル株式会社 加藤 李沙子

入社して一年半が経ち、私はこの職場で働く事が出来る喜びを感じながら、日々業務に励んでいる。私がこの職場を選んだのは、大学生の時に感じた二つの思いからである。

一つは、自分の生まれ住んでいる岩手・盛岡が好きで、将来、地元で貢献出来る仕事がしたいという思いを持っていたからである。地域の魅力を発信するという会社は他にもあったが、私がこの会社で働きたいという決定打になったのが次の二つ目の思いだ。

私は、学生時代、フェザンの飲食店でアルバイトをしていた。地元の方はもちろん、初めて盛岡に来たという方も多く、時に岩手・盛岡について会話をすることもあった。「良い所だね」「また来たい」と言ってもらえる事も多く、とても嬉しかった。しかし同時に、岩手・盛岡に住み、そこで働く私達は、その魅力を十分に伝えきれていないのではないかというもどかしさも感じていた。

そんな中、就職活動の時期を迎え、改めて盛岡ターミナルビル・フェザンが、「地域の魅力を発信し続ける駅ビル」として様々な事に取り組んでいる事を知った。学生時代の経験を活かし、今度は運営側で、地域の魅力を発信する仕事がしたいと強く感じるようになった。私自身、フェザンは日常でもよく利用しており、親しみのある好きな場所であった。そんなフェザンで働きたいと強く思ったし、「地元で貢献したい」「魅力を発信したい」という思いが叶えられるのはこの会社だと感じた。

入社してからの一年半を振り返ると、多くの方との関わりがあった。職場には、同じ思いを持って働く先輩方がいる。そんな先輩方に少しでも近づく事が出来るよう、努力を怠らず、多くの事を吸収していきたいと強く思う。館内で働くショップスタッフさんは、いつも笑顔でお客様と接して下さり、商品や接客を通して、日々地元・館の魅力発信に貢献して頂いている。その姿を見ると、私も見習わなければいけないと日々強く感じる。同じ思いを持つ地域の方との出会いもあった。地域を盛り上げる為に一緒に行うイベントに、多くの方が集まり、笑顔や楽しんでいる姿を見る事が出来るというのは、この仕事で感じられる大きなやりがいの一つだと思う。

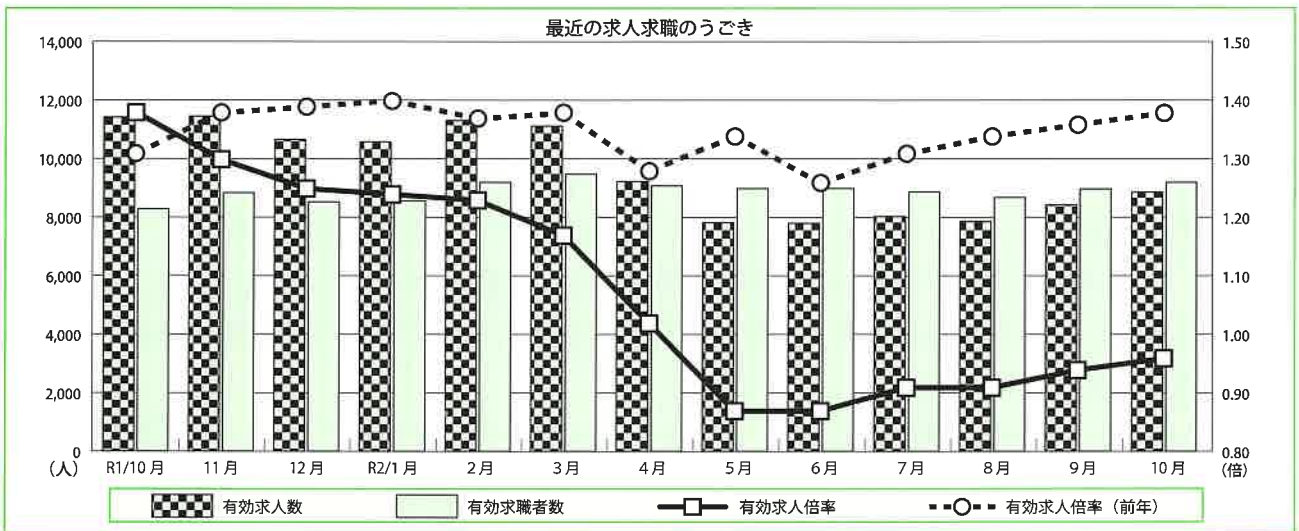
地元への貢献、魅力の発信は、容易に出来る事ではないと思う。しかし、入社した当時の思いを忘れず、出来る事から少しずつ積み重ねていきたい。自分の夢を叶える為に、これからも日々邁進していく。

## 令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

### 最近の求人求職のうごき



	R1/10月	11月	12月	R2/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	前年同月比
新規求人数	4,548	4,381	3,247	4,212	4,414	3,594	2,867	2,731	3,054	3,235	2,589	3,207	3,655	▲ 19.6%
有効求人人数	11,375	11,410	10,619	10,540	11,267	11,079	9,196	7,789	7,768	7,998	7,825	8,400	8,826	▲ 22.4%
新規求職者数	2,040	2,459	1,636	2,201	2,647	2,080	2,563	1,864	1,935	1,845	1,561	1,848	1,893	▲ 7.2%
有効求職者数	8,257	8,803	8,489	8,531	9,163	9,441	9,044	8,948	8,952	8,837	8,646	8,935	9,161	10.9%
新規求人倍率	2.23	1.78	1.98	1.91	1.67	1.73	1.12	1.47	1.58	1.75	1.66	1.74	1.93	-0.30P
有効求人倍率	1.38	1.30	1.25	1.24	1.23	1.17	1.02	0.87	0.87	0.91	0.91	0.94	0.96	-0.42P
有効求人倍率(前年)	1.31	1.38	1.39	1.40	1.37	1.38	1.28	1.34	1.26	1.31	1.34	1.36	1.38	-

### ハローワーク盛岡菜園庁舎

〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル  
 開庁時間 平日 10:00～18:30  
 職業相談コーナーのみ 土曜日開庁 10:00～17:00

**盛岡新卒応援ハローワーク (1F)**  
**わかもの支援コーナー (1F)**

TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

**職業相談コーナー (2F)**

TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

**マザーズコーナー (2F)**

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

**就職氷河期世代専門窓口 (2F)**

TEL 019-908-2060 FAX 019-908-2061

**職業訓練相談コーナー (2F)**

TEL 019-606-2256 FAX 019-908-2062

### 発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号  
 TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

#### 沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312

#### 滝沢市地域職業相談室

〒020-0632 滝沢市牧野林1000-1

TEL 019-687-6911 FAX 019-687-6912



岩手労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp>